様式第5号(第7条関係)

豊田市ひとり親家庭等支援手当支給停止通知書

年　　月　　日

様

豊田市長　　印

氏　　名		認　定　番　号	
停　止　期　間	年　　月分から　　年　　月分まで		
停　止　理　由			
備　　考			

教示

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この決定に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長になります。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。